

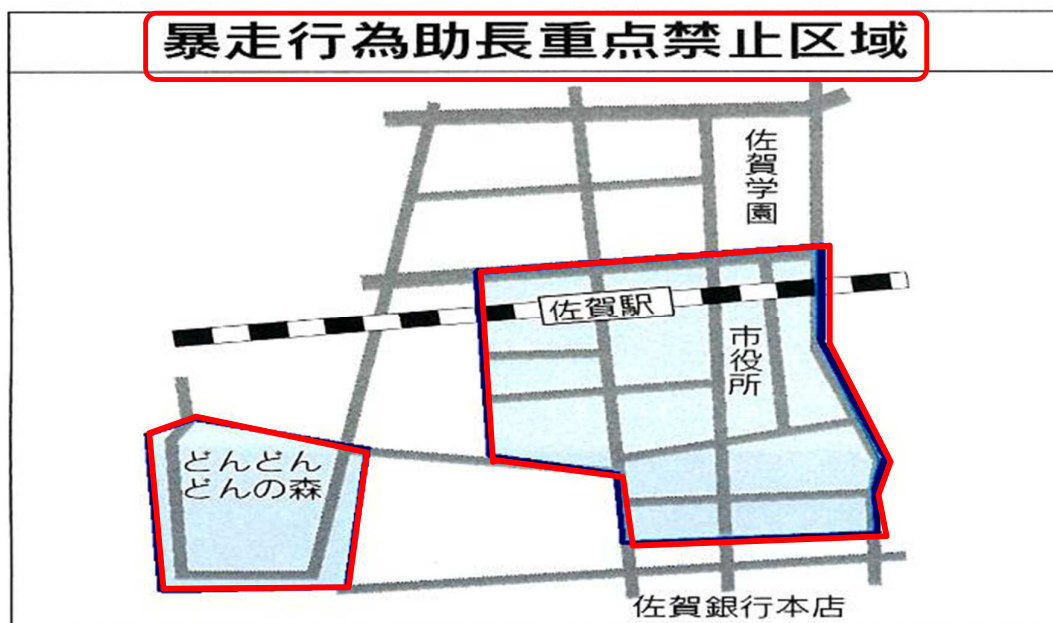
## 4 議事 (1) 報告事項

### ②佐賀市及び各団体の取り組みについて

#### 佐賀市の暴走族追放対策について

##### 1. 暴走族追放条例によるあおり行為の禁止 (平成14年6月1日)

J R佐賀駅、市役所一帯、どんどんの森一帯を重点禁止区域に指定し、暴走族を呼び寄せ、暴走族に加担する見物人（ギャラリー）のあおり行為を規制。禁止区域内であおり行為を行った者に対して10万円以下の罰金を科す。



## 駅北口広場バリカー設置場所

⇒駅前の整備に伴い撤去済



## 駅北口 整備後上空写真



## 駅南口広場バリカー設置場所

⇒駅前の整備に伴い撤去済



## 駅南口 整備後イメージ図



## 2. クルクル族の追放対策（平成16年3月1日から実施）

クルクル族の集場所及び徘徊ルートの拠点となっていた草場公園東道路を閉鎖（バリカー設置による車両の通行制限）し、さらにその周辺道路を駐停車禁止及び夜間の指定方向外通行禁止の規制をかけて迷惑車両を排除している。



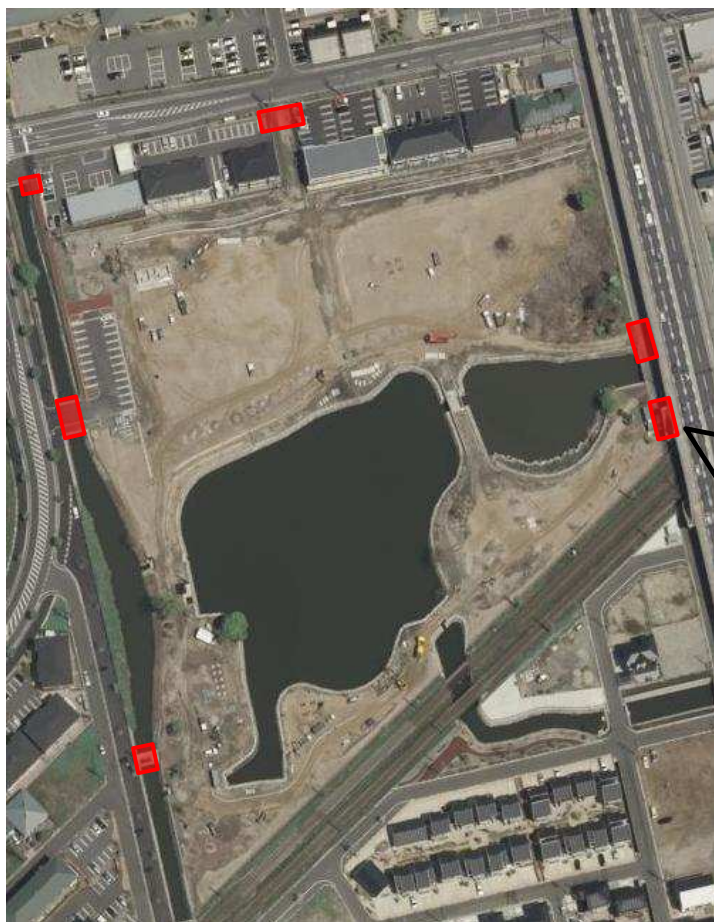
## 3. 防犯カメラ設置（平成17年4月1日稼動）

少年非行や犯罪発生の重点パトロールエリアである佐賀駅周辺地区において、防犯カメラを佐賀駅周辺及び佐賀駅バスセンター周辺に20台設置、また平成26年10月25日にはエスプラッツ外周壁に寄贈を受けた防犯カメラ12台を設置し、非行や犯罪の抑止を図っている。



#### 4. 兵庫北地区における暴走行為対策（平成27年度実施）

平成27年9月8日、兵庫北地区のトンボの池公園が暴走行為の起点となるたまり場になっているのではないかとの情報により、佐賀警察署及び公園管理者（佐賀市緑化推進課及び指定管理者）と協議を行った。協議をうけて、佐賀市緑化推進課が公園の出入口にプランターを設置し、二輪車が進入しにくくする対策を講じた。



## 5. 富士町市川地区における暴走行為対策（平成27年度実施）

平成27年6月17日、富士町市川地区の県道巖木富士線と広域農道富士北部線との交差点において、暴走行為への対策を検討するため、佐賀警察署及び道路管理者（佐賀土木事務所と北部建設事務所）と現地立会を行った結果、路面標示による対策を実施した。



県道から巖木方面（↑施工前、↓施工後）



広域農道から県道へ（↑施工前、↓施工後）



## 6. 富士町関屋地区における暴走行為対策（平成29年度実施）

富士町関屋地区の市道鷹ノ羽小ヶ倉線の銀河大橋周辺においては、急カーブが連続しており、ドリフトなど危険な運転をする車両が多かった。そのため、平成29年5月、北部建設事務所により道路鋸（チャッターバー）とラバーポールを設置した。



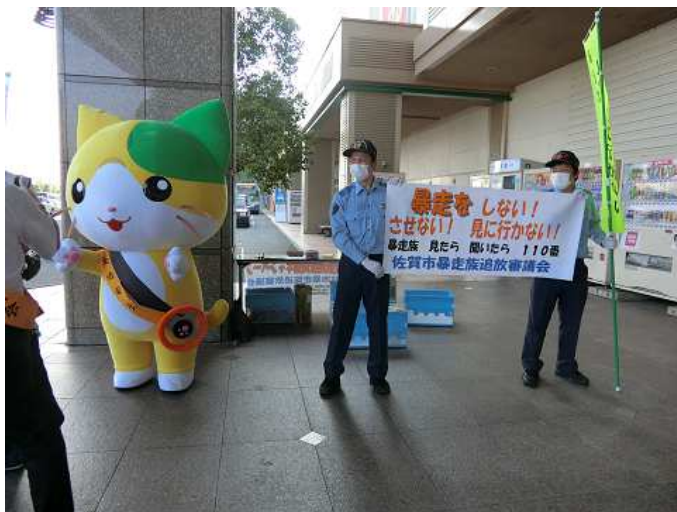
施工後写真 （左：ポール 右：チャッターバー）



## 8. 令和2年度暴走族追放街頭キャンペーン

### ① 令和2年8月20日

佐賀市暴走族追放審議会の構成団体からの参加者により、ゆめタウン佐賀の出入口周辺で啓発チラシや啓発用品を配布し、暴走族の追放を呼びかけた。【対象：400名】



### ② 令和2年12月4日

佐賀市生活安全推進協議会と合同で「安全安心なまちづくり街頭キャンペーン」を実施し、各構成団体からの参加者により、佐賀駅出入口周辺で啓発チラシや啓発用品等を配布しながら、暴走族追放等呼びかけた。【対象：800名】



<b>4 議事 (2) 協議事項</b> <b>暴走族追放街頭キャンペーンについて</b>
--

## **暴走族追放街頭キャンペーン実施要領**

### **1 目的**

「暴走をしない・させない・見に行かない」を合言葉として、暴走族追放を呼びかけながら啓発チラシ等を配布し、暴走族・暴走行為追放気運の高揚を図る。

### **2 日時**

- ① 令和3年8月18日(水)  
17時30分～(1時間程度)
- ② 令和3年12月頃  
夕方1時間程度の予定

### **3 主催**

佐賀市暴走族追放審議会

### **4 実施場所及び集合場所**

- ① ゆめタウン佐賀出入口周辺
- ② J R 佐賀駅周辺又は大型ショッピングセンター

### **5 参加人員**

各団体から1名程度

### **6 実施方法**

通行者に啓発チラシや啓発用品を配布し、暴走族追放を呼びかける。  
新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、マスク、手袋を着用。  
※手袋は事務局で準備

### **7 対象人数**

400名程度